⑶　事業計画の合理性

本件事業は、広島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成２年11月19日に都市計画決定され、平成17年２月28日に変更決定された都市計画と、インターチェンジの形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、広島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの整備が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、呉市長を会長とする東広島呉自動車道建設促進期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　広島県東広島市役所

○防衛省告示第百三十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二五分二五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分二六秒　東経一四七度二七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分二六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五分二五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十一号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年五月三十日から同年六月二十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　水戸東方海面の次の(ア)から(ヨ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(ヨ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯二六度四〇分二一秒　東経一四一度〇四分四八秒

(イ)　北緯二六度四〇分二一秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯二六度〇〇分二一秒　東経一四一度二〇分四八秒

(エ)　北緯二六度〇〇分二一秒　東経一四一度〇四分四八秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年五月十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

第１　起業者の名称　青森県

第２　事業の種類　一般国道279号改築工事（二枚橋バイパス・青森県むつ市大畑町佐藤ケ平地先国有森林地内から同市大畑町涌舘地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　青森県むつ市大畑町佐藤ケ平地先国有森林、釣屋浜、大畑道、二枚橋及び涌舘地内

２　使用の部分　青森県むつ市大畑町釣屋浜及び大畑道地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県むつ市大畑町佐藤ケ平地内から同市大畑町八幡湯坂地内までの延長2,700ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道279号改築工事（二枚橋バイパス）及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一般国道279号改築工事（二枚橋バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）附則第３項において、国土交通大臣は、改正前の道路法の規定による一級国道であったものを除き、一般国道の改築を当該改築に係る一般国道が存する都道府県が行うこととすることができるとされている。本件事業は、一般国道279号（以下「本路線」という。）における本件区間に係る改築工事であるところ、本路線は改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業については、改正法附則第３項の規定により青森県が施行できると認められる。

また、道路法第13条第１項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び本件区間が青森県に存することから、青森県が本件区間の道路管理者となる。